

議案第6号

沼田市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

沼田市火入れに関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月24日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

沼田市火入れに関する条例（昭和62年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には」を「若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災警報若しくは林野火災に関する注意報が発令されたときには」に改め、同条第2項中「又は」を削り、「、異常乾燥注意報若しくは火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災警報若しくは林野火災に関する注意報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。